

ひょうごフィールドパビリオン・メタバース等制作業務委託仕様書

1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン・メタバース等制作業務

2 業務目的

大阪・関西万博開催を機に、「旅マエ」の疑似体験の提供を通じて兵庫への誘客促進を図るために、兵庫県が展開する「ひょうごフィールドパビリオン」の魅力を効果的に発信するメタバース等をプロトタイプとして制作し、フィールドパビリオンのプレイヤーが自らコンテンツをメタバースやVRで作成し、情報発信に繋げることを意図する。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

兵庫県（以下「委託者」という。）から本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、「2 業務目的」を踏まえ以下の事業を実施すること。

なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者で協議し、調整するものとする。

ひょうごフィールドパビリオンの詳細については、下記 URL を参考とすること。（URL：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>）

(1) メタバースの制作

制作にあたっては、以下の条件を満たすものであること。

① プラットフォーム

- ・メタバース空間を構築するプラットフォームは、登録費用、ランニング費用がかからないものかつ汎用性が高いものを選定すること。

② 企画・制作するコンテンツ

- ・仮想空間として疑似体験ができ、商品販売やサービス提供などを体験できるコンテンツの提案を行い、委託者と協議の上、制作すること。

③ 制作する個数

- ・委託者と協議の上、2個以上制作すること。

（想定するコンテンツ）

- ・ 鶴野飛行場近辺の防空壕
- ・ 酒蔵での試飲や酒樽見学など、酒蔵体験ができるコンテンツ

④ 要件

- ・アバター等を介して、メタバース空間における参加者同士、参加者とひょうごフィールドパビリオンプレイヤー間など、コンテンツに関心のある方達でチャット機能などのコミュニケーションが可能であること。なお、アバターの製作は、当事業には含まない。
- ・ひょうごフィールドパビリオンプログラムの魅力をメタバース内の各ポイントで文字、画像、動画を使って説明できること。なお、動画の長さは、3分以下とする。
- ・画像・動画等については、原則、受託者が入手すること。なお必要に応じて、県所有の画像等を提供することは可能である。
- ・関連するサイトやECサイトへのリンクを貼付できること。
- ・レスポンシブデザインの最適化を行うこと。

(2) VR の制作

制作にあたっては、以下の条件を満たすものであること。

① プラットフォーム

- ・登録費用、ランニング費用がかからず、汎用性が高いものを選定すること。

② 企画・制作する個数

- ・強いインパクトを与えることができ、非日常を感じることが体験できるコンテンツの提案を行い、委託者と協議の上、制作すること。

③ 制作・納品する個数

- ・委託者と協議の上、4箇所以上制作すること。
なお、一部コンテンツについては、上記メタバースと共通するものを選んでよい。

(想定するコンテンツ)

- ・尼崎運河クルーズなど海洋体験コンテンツ
- ・朝来や丹波などでのサイクリング体験
- ・丹波焼など物を作る体験ができるコンテンツ
- ・玉木新雌など地場産業のオープンファクトリー

④ 要件

- ・プログラムの魅力を VR 内の各ポイント等で文字、画像を使って説明できること。
- ・画像等については、受託者が入手すること。
なお、必要に応じて、委託者所有の画像を提供することは可能。

- ・関連するサイトやECサイトへのリンクを貼付できること。
- ・VRゴーグル等なしで一般的な汎用ブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Safari 等）によるコンテンツ視聴が可能であること。
- ・レスポンスデザインの最適化を行うこと。

（3）その他業務

「2 業務目的」を達成するために、以下の助言をすること。

- ・メタバース、VR それぞれの特性を踏まえて、どのようなコンテンツが適しているのかを示すこと。
- ・メタバース等を活用するためのアイデア創出等に関する助言。
- ・制作したメタバース、VR を活用して誘客につなげるためのプロモーションに関する助言。
- ・業務目的の達成に向けて、情報政策課が実施する研修と連携を十分にとるとともに、具体的な取組への整合性を図ること。

（4）納品

以下の物を納品すること。

- ① 業務完了報告書
 - ・紙媒体のものを提出すること。
 - ・報告書は、A4 の自由様式にまとめること。なお、専門用語については、解説を記載しておくこと。
- ② 制作した 3D メタバース空間のデータや VR 映像のデータ
上記に付随する写真やイラスト、動画等のデータ
- ③ その他、委託者が求める資料

5 支払条件等

委託者は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。

精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

6 業務実施上の留意点

- （1）本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時まで委託者に提出すること。
- （2）受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となった

ときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

- (3) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対して全ての責任を負うものとする。

- (4) この業務で得られた著作物等の成果物については、原則として、委託者に帰属するものであること。
- (5) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することができる。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を

請求することができる。

8 その他

受託者は、本事業の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本事業が終了となる場合には、本事業終了日までに委託者が継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引き継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素（ページやコンテンツ等）を円滑に提供できるようにすること。なお、移行用のページやコンテンツ等の提供に係る費用は委託契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。